

高額療養費の支給申請の簡素化ができます

高額療養費の支給申請の簡素化を希望することにより、以後の申請が不要となり、自動的に指定の口座へ振り込まれます。

●簡素化を希望される方

支給申請書の最下段

高額療養費の支給申請簡素化を希望します。

今後、高額療養費に該当した場合、本申請書の内容を基に支給します。支給申請は不要となります。
(ただし、世帯構成などに変更があった場合はその限りではありません。)

支給申請書の□にチェックを入れる（☑）ことにより、次回以降の申請が不要となり、支給申請書に記入した口座に自動的に振り込まれます。

支給申請簡素化による支給の場合でも、これまでと同様に振込みの約1週間前に支給決定通知書を送り、振込みを事前にお知らせします。

●簡素化できないケースがあります

次に掲げる事項に該当する場合、簡素化対応ができませんのでご了承ください。

- ・世帯主以外の口座への振込を希望する場合
- ・納期限を経過した国民健康保険税がある場合

●簡素化が強制的に解除されるケースがあります

簡素化を希望された場合でも、次の理由により簡素化対象から外れ、再度申請が必要となる場合があります。

- (1) 世帯主の変更や世帯員全てが国民健康保険を喪失した場合等、世帯内容に変更があった場合
- (2) 納期限を経過した国民健康保険税があることが判明した場合
- (3) 世帯主が指定した金融機関の口座に振り込みができなかった場合
- (4) 申請書の内容に偽りその他不正があったことが判明した場合
- (5) 上記4点に類する事由があった場合

●簡素化後でも振込口座を変更することができます

簡素化後、振込口座の変更を希望される場合には、届け出が必要です。届出書は三原市ホームページからダウンロードできます。紙の届出書は保険医療課、各支所にありますので、お問い合わせください。

(変更できる口座も世帯主の口座に限ります。)

●簡素化後でも簡素化をやめることができます

簡素化後、簡素化の停止を希望される場合には、届け出が必要です。届出書は三原市ホームページからダウンロードできます。紙の届出書は保険医療課、各支所にありますので、お問い合わせください。

【裏面に続く】

●支給申請簡素化のメリット（利点）・デメリット（欠点）

簡素化にはメリットとデメリットがあります。

簡素化するかしないかは任意ですので、次のメリット、デメリットを確認のうえ、ご検討ください。

メリット（利点）

- 申請するための来庁または申請書の郵送が不要となります。
- 支給月が1か月早くなります。
(今までではデータができた翌月に申請書を送り、申請があった翌月に振り込んでいましたが、簡素化した世帯は、データができた翌月に振り込むことができます。)
- 申請忘れがなくなります。

デメリット（欠点）

- 受診者ごと、医療機関ごとの金額が確認できません。
(申請書が郵送されず、支給決定通知書には振込金額のみの記載になります。)
ただし、年2回送付する医療費通知により確認することができます。
- 簡素化を希望された後で簡素化が解除された場合、申請書による申請になるため、簡素化に比べ、支給月が1か月遅れます。

【お問い合わせ先】

〒723-8601

三原市港町三丁目5番1号

保健福祉部保険医療課

TEL：0848-67-6050